

# 青森県報

第三千五百四十四号

平成二十四年  
五月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同)	二
道路の区域の変更……………	(道路課)	二
道路の供用の開始……………	(同)	三
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行……………	(同)	三
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………	(建築住宅課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(情システム課)	四
右 同……………	(同)	五
右 同……………	(同)	五
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課)	六
右 同……………	(同)	六

## 告 示

## 示

### 青森県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
康安外科医院 八戸クリニク	弘前市大字栄町一丁目二の六 八戸市柏崎一丁目八の三二	平成二十四・三・三
エンゼル調剤薬局浜の町店	弘前市大字浜の町西二丁目一の二	" "

### 青森県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
康安外科内科医院 八戸クリニク	弘前市大字栄町一丁目二の六 八戸市柏崎一丁目八の三二	平成二十四・四・一
エンゼル調剤薬局浜の町店	弘前市大字浜の町西二丁目一の二	" "
あいざわクリニク	三沢市大字三沢字堀口一六四の二九八	二十四・五・一
平川市国民健康保険錠ヶ関診療所	平川市錠ヶ関三笠山二二の一	" "
わせだ薬局	弘前市大字早稲田二丁目二の二三	" "

青森県告示第四百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
つぎす調剤薬局	つがる市木造浮巢四五の二	平成西・六一

青森県告示第四百五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	軽米名川線	三戸郡南部町大字剣吉字前田八の一〇から	三戸郡南部町大字剣吉字前田一の一まで	前	後	三三・七〇〇メートルから	二九六・〇〇メートル	
2	国道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字沢辺字吉花一四三の七から	西津軽郡深浦町大字沢辺字吉花六七の三まで	前	後	一七五・七〇〇メートルから	七一・九〇メートル	

指定障害福祉サービス事業者

株式会社幸友会  
住所：青森県津軽郡浮田町五五の八

障害福祉サービスの種類

訪問介護  
重度訪問介護

指定年月日  
平成西・六一

株式会社幸友会	住所	訪問介護	住所	指定年月日
西津軽郡浮田町五五の八	青森県津軽郡浮田町五五の八	訪問介護	青森県津軽郡浮田町五五の八	平成西・六一

青森県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年六月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年六月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道軽米名川線	三戸郡南部町大字剣吉字前田八の一〇から三戸郡南部町大字剣吉字前田一の一〇まで	平成二四・五・六
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字沢辺字吉花一四三の七から西津軽郡深浦町大字沢辺字吉花六七の三まで	"

青森県告示第四百五十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一 下北郡石国町大字長後字縫道石一の一 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一 下北郡石国町大字長後字縫道石一の一 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一 下北郡石国町大字長後字縫道石一の一	改築（道路改良）	平成二四・六・二

青森県告示第四百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前 株式会社 建築構造 センター	東京都新宿区新宿二丁目一の一	一 東京都新宿区新宿二丁目一の一 二 白鳥ビル二階 二 東京都豊島区西池袋五丁目一の六 第二矢島ビル五階B 三 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇の二八 カメイ仙台グリ 四 福島県郡山市中町一の一の五 やまのいビル一〇〇三号室 五 神奈川県横浜市西区北幸二丁目一〇の三九 日総第五ビル三階 六 愛知県名古屋市中区錦一丁目一七の一三 興中駒ビル九階 七 島根県松江市中原町六 八 愛媛県松山市	平成二十四年六月一日

変更後

- |   |  |
|---|--|
| 三番町七丁目一<br>三の一三ミツ<br>ネビルディング<br>六〇四号室<br>九 長崎県長崎市<br>万才町六の三三<br>高木ビル五〇一<br>号<br>十 宮崎県宮崎市<br>川原町五の一〇<br>ミネックス川原<br>八階<br>十一 鹿児島県鹿<br>児島市中央町九<br>の一〇 創夢第<br>一ビル四階<br>十二 沖縄県浦添<br>市字城間三〇一<br>九 座波建設ビ<br>ル三〇八号室 | 一 東京都新宿区<br>新宿二丁目一の<br>階 白鳥ビル二<br>二 宮城県仙台市<br>青葉区本町二丁<br>目一〇の二八<br>カメイ仙台グリ<br>ーンシティ四階<br>三 福島県郡山市<br>中町一の一五<br>やまのいビル一<br>〇〇三号室<br>四 神奈川県横浜<br>市西区北幸二丁<br>目一〇の三九<br>日総第五ビル三<br>階<br>五 愛知県名古屋<br>市中区錦一丁目<br>一七の一三名<br>興中駒ビル九階<br>六 島根県松江市<br>中原町六<br>七 広島県広島市<br>中区八丁堀一五<br>の六 広島ちゆ |
|---|--|

うぎんビル七〇 四 二号室 八 愛媛県松山市 三番町七丁目一 三の一三ミツ ネビルディング 六〇四号室 九 佐賀県佐賀市 駅前中央一丁目 九の三八 カ一 ニーブレイス佐 賀七〇四号室 十 長崎県長崎市 万才町六の三三 高木ビル五〇一 号 十一 宮崎県宮崎 市川原町五の一 〇 ミネックス 川原八階 十二 鹿児島県鹿 児島市中央町九 の一〇 創夢第 一ビル四階 十三 沖縄県浦添 市字城間三〇一 九 座波建設ビ ル三〇八号室
--

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

六千六百八十二万二千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

五千二百三十五万三千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

全庁LANサポートデスク業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービ

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千七百四十五万五千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

八 第一号

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォレスト奥入瀬

三 代表者の氏名

大柳 泰光

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字三本木字西金崎五六の一五 石塚岩雄方

五 定款に記載された目的

この法人は、地球の自然環境の維持等を通じて、森林・緑地等の整備保全に係る

と共に、樹木文化の継承と発展に貢献する各関係機関団体と協力・連携し、自然保護活動及び、後世に残したい樹木等の維持と保全管理に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津軽三味線ネットワークジャパン

三 代表者の氏名

笹森 建英

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字高田一丁目五の七

五 定款に記載された目的

この法人は、津軽三味線の愛好者及び国内外の人々に対し、津軽の唄会文化及び伝統芸能の振興を図るための各種演奏会並びに研究活動に関する事業を行い、津軽三味線を核とする芸術文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------